最終陳述書

令和4年6月16日

施術ルームでの無断動画撮影に関して、絶対にバレないと甘い考えで行ってしまい、深く反省しています。そして、 二度と同じ過ちを繰り返さないと誓います。申し訳ありませんでした。なお、軽犯罪法違反に該当し、その刑罰は3 〇日未満の勾留または1万円未満の科料とのこと。こんなことを言ってはなんですが、私は既に21日間勾留され、 顔も名前もテレビ・ネットニュース等で広くさらされており、既に時効になったとはいえ、それ相当の罰は受けていると正直なところ感じています。そして、この裁判は全く別の案件で、明らかに無罪と考えており、京都地検での取り調べの際、「動画撮影には何かあった時の保身目的といった意図はなかったのか?」と質問され、「そういったことが頭をかすめたこともありましたが、根本的な撮影動機とは言えません」と答えていましたが、真実を語る重要証拠ですので、この動画にも触れながら、無罪と考える理由・根拠について真実を知る現場にいた当事者として真摯に説明させていただきます。なお、京都地検の対応姿勢に関して、被告人質問でも、不起訴を覆して起訴を決定した理由・根拠に関係する質問もなく、誘導尋問からの揚げ足取りを繰り返す状況で、「絶対に冤罪を作ってはならない」という姿勢が全くないように感じています。そんな京都地検に対する疑問も含めながら、この女性が実際に行っている不自然な言動も取り上げながら、事実に基づいて正直に率直に説明させていただきます。

1. 胸周辺に至るまでの約1時間45分の施術に関して

この重要部分を被告人質問でも説明しましたが、「何があったか覚えていることを聞いているんです」と京都地検はなぜ排除しようとするのでしょうか?胸周辺までの施術で、体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらす・もっと奥まで触ってほしいと足を大きく開くなど前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。私はこのような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべてのお客さんに対する施術姿勢だったと断言できます。補足すると、感じている姿を見られるのは女性にとってとても恥ずかしいことで、その気もないのにマ

ッサージで感じてしまうなら、「そこはくすぐったいので結構です」とごまかす女性も実際におられましたが、感じていることを絶対に悟られないように隠すのが女心です。そして、証人尋問で「鼠径部以外の時でも声が出たりということはなかったですか?」との質問に「覚えてないです」とごまかす形で回答。マッサージ中に吐息や喘ぎ声が漏れる状況は通常発生しない特殊なことで、性的に感じることなど本当になかったのであれば「なかったです」と即答で完全否定できるはずです。にもかかわらず「覚えてないです」と回答したということは、何か隠したいことが発生していたとしか考えられず、私の説明の通り前戯の愛撫のように感じていたと合理的推論が成り立つはずです。

2. 京都地検の「性的行為に承諾を得たことはなかった」との断言コメントに関して

「ブラに手を入れる時点では同意のないことは明白」と断言する検察審査会と同一と考えられますが、このように断言する根拠は何でしょうか?京都地検は「同意の誤診」という言葉も意図的に避けているとしか思えませんが、この女性が「覚えてないです」とごまかしている胸周辺までの施術において、同意、少なくとも同意の誤診が発生していたことを完全否定する根拠は何でしょうか?「もっとしてとか言ってない」とも主張していますが、そもそも「もっとして」と言葉に出すのは女性にとってとても恥ずかしいことで、「もっとして」という言葉を使ったことがない女性の方がはるかに多いはずです。すなわち、もっとしてほしいけど恥ずかしいから「もっとして」とは言わなかった・言えなかった可能性を京都地検はちゃんと検証したのでしょうか?

3. 証人尋問での「私からは一切しゃべりませんとおっしゃっていました」という証言に関して

これは「施術に入る前に、トイレの説明とか、気分が悪くなったら言ってくださいねとか、そういう説明もなかったのですか?」との質問への回答で、施術前の声掛けを覚えていた証拠です。なお、変な気を遣わせないため、「私からは特に話しかけませんので寝ていただいても構いません」と伝えていたものです。そして、もう1点、私はすべてのお客さんに「力が強過ぎる・弱過ぎるとか、そこは結構です・そこをもっとしてほしいなど、何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」と伝えており、「変に抵抗したら包丁で刺されるかもと怖くて声を出せなかった」なんて証言していますが、「そこは結構です」と言われて私が怒らないことを理解していたということです。ある意味どうでもいい「話しかけない」という点を覚えていて、力の強弱や希望部位など心地良い施術のための重要点を覚えていないはずはなく、これを話すのはマズいと感じたから隠したとしか考えられません。なお、この声掛け部分の動画も残っているはずで、京都地検も確認済みのはずですが、「本当にあったことを全てこの裁判の上で全部述べたい」との証言に基づき、なぜこの声掛け内容を隠したのか、この法廷の場でご本人から説明していただきたいと思います。

4. 第1回公判が行われた2021年9月16日付朝日新聞デジタルの記事内容に関して

「やめてくださいと言いたかったが、室内には被告と自分しかいない。抵抗したら命が危ないかもしれない。台所に

は包丁もあるはずと、恐怖で声を出せなかった。40分ほど耐え続けた。」と述べています。実際はイク・イッチャウと声を出しながら6回もイク状態だったのが事実にもかかわらず、恐怖で声を出せなかったとまるで可哀そうな痴漢被害者のように説明していますが、他に誰もいない密室で、変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないという恐怖の中、わいせつ行為を40分も耐え続けたのであれば、精神的な疲労は極限状態で茫然自失といった状態になるはずです。ましてや、証人尋問であれだけ涙を流していたのが女の武器を使った演出ではなかったのであれば、感情を抑えきれずに極めて表に出やすい女性のはずです。しかしながら、法廷で動画を確認したところ、施術後にショックを受けている様子は全くなく、何事もなかったようにごく普通に着替えを行い、ネックレスなどを非常に長い時間をかけて身に着けようとしており、むしろ、6回もイって満足しておしゃれを楽しむ余裕まであると理解できます。こんな状況は、性的に気持ち良く楽しんでいなければ絶対に発生するはずはなく、命の危険を感じながらわいせつ行為を40分も耐え続けた女性とは到底思えないと誰もが感じるはずで、京都地検が絶対に冤罪を作ってはならないという姿勢をお持ちなら、この施術後の様子に何の疑問も感じないなんてあり得ないと思います。

5. 証人尋問での「キスを避けるために顔を背けて抵抗した」という証言に関して

「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもと怖くて抵抗できなかった」との証言から考えて、口へのキスだけ抵抗できるのは明らかに矛盾しており、口へのキスに抵抗できるのであれば、ブラに手が入ってくる時も、口へのキスと同じく抵抗できるはずです。すなわち、抵抗できるはずなのに抵抗していないということは、ブラに手が入ってくることを望んでいたという明らかな証拠です。さらには、足を閉じるだけで陰部へのキスはできなくなり、口へのキスを避けるのと同様にごく簡単な行動ですが、陰部へのキスはなぜ足を閉じて抵抗しなかったのでしょうか?そして、パンツを脱がせることに協力するなんてもっとしてほしい気持ちがなければ発生するはずはありませんが、法廷で動画を確認したところ、ほんの数秒でスムーズに脱がすことができており、自分からおしりを上げて協力していた証拠です。この状況をまとめると、口へのキスには抵抗し、乳首へのキスは抵抗できるはずなのに抵抗せずに受け入れ、陰部へのキスはパンツを脱がせることに協力して要望している。すなわち、一夜限りの恋といった場合、愛のない口へのキスは絶対に嫌という女性が多く、正に一般的にも知られる典型的な女性の割り切り方で、一夜限りの恋を楽しんでいたと考える以外にこのような変則的行動は説明が付きません。

6. 証人尋問での「イッタフリをすれば早く終わる」という証言に関して

「イクという言葉を言った理由として、早くやめてほしくてそういう態度をとったんだというお話をされていましたよね?」との質問に「はい」と答え、「そういう態度をとって、もっとエスカレートしないかとか、最後までされてしまうんじゃないかとか、そういう不安はなかったのですか?」には「わからないです」とここでもごまかす回答を行い、「ど

うして感じている態度をとれば、早く終わってもらえることになるんですか?」には「今まで私が経験した男性はそう でした」と答え、「男性が射精する、しないにかかわらずということですか?」に対して「はい」と回答しています。す なわち、この女性がイク状態になれば、複数の男性が射精していなくてもいつもすぐに行為をやめていたというこ とになり、検事さんも「さすがにこれは嘘」と間違いなく理解しているはずですが、なぜこの点も無視して見ないよう にしているのでしょうか?女性がイッタから行為をやめるなんて男性が存在するはずはなく、イク・イッチャウと激 しく感じている女性を目にすれば、射精・挿入欲求がさらに高まるのは周知の事実です。具体例を挙げれば、強姦 されそうな場面に遭遇した際、イッタフリをすれば男は挿入することなく行為をやめてそのまま立ち去るとこの女性 は説明しているわけで、そんな男は存在しないと検事さん含め誰もが理解しているはずです。なお、挿入されてし まった場合、イッタフリなどをして男性の興奮度を高め、早く射精させて終わらせようとする女性が稀にいるという 話を聞いたことがありますが、挿入される前に感じているフリ・イッたフリをする女性がいるなんて話は聞いたこと がありません。もし強姦されそうな場面に遭遇したら、挿入だけは何としても避けたいとすべての女性が考えるは ずで、恥ずかしいはずのイク・イッチャウと激しく感じている姿を自分から積極的に見せて男をさらに興奮させ、自 分から挿入を導こうとするなんて女性は当然存在しません。この女性もそんなことは当然理解しているはずです が、実際に自分がそのように行動してしまっており、一夜限りの恋を楽しんでいた事実を認めるわけにもいかず、 「わからないです」とごまかすしかできなかったということ。ですので、京都地検も嘘だと理解していないはずはなく、 それでも無視するなら法の番人としてあるまじき行為と言わざるを得ないと思います。また、この女性は「良心に従 ってほんとうのことを申し上げます。知っていることをかくしたり、ないことを申し上げたりなど決していたしませ ん。」と宣誓しており、偽証罪・虚偽告訴罪に該当するとして厳しい刑罰が与えられるべきだと思います。

7. 不起訴を決定した最初の女性検事さんの話について

この女性も京都地検も把握していることですが、録音された音声とともに朝日放送で紹介されていた話として、被害届の嘘を指摘された際、「もっとしてほしいとか言ってない」「痴漢されて何も言わなかったら無罪なんですか?」と逆切れするように反論。それを受けた上で女性検事さんは「無罪はほぼ100%に近い」と表現。すなわち、「もっとして」と言っていないことも理解した上で「無罪はほぼ100%に近い」と表現したということです。その理由は、起訴した検事さんが「もっとしてとか言っていない」とピンポイントで捉えているのに対し、全体像から正確に把握しようとしているからだと思います。そして、女性検事さんですから女性の体のことや女心も当然よく理解しているわけで、前戯の愛撫もなく、その気もないのに、いきなりブラの中に手を入れられて6回もイク状態になるはずがない包丁で刺されるかもと極限の恐怖状態の中で、イク・イッチャウと少なくとも6回もイク状態になるはずがない

刺されるかもという恐怖の中、わいせつ行為を 40 分も耐えた後、ごく普通に着替えているなんてあり得ないといった状況から、法律家は100%という数字を通常使わないそうですが、さすがにこれはどう考えてもダメでしょと感じたからこそ「無罪はほぼ100%に近い」と判断して不起訴にしたと思います。もちろん、ご本人に確認すればすべてはっきりするはずですが、「絶対に冤罪を作ってはならない」という姿勢をお持ちなら、この女性検事さんのように、発想力を働かせながら、全体の状況から真相を解明しようとするのが法の番人として当然だと思います。

8. 右京警察で取り調べを担当した女性刑事さんからの話について

釈放される数日前、「今日は取り調べではなく話をするために来てもらった」と呼び出されました。1つは「あのマンションをどうしても出ないといけないの?そのまま住み続ける選択肢はないの?」という話。もう1つが「生きていくためには生活費を稼がないといけないからマッサージを続けたら?資格を取得しているし、通常のマッサージで終えていた人にもリピーターがいたんだから、しっかりとした技術を間違いなく身に付けているはずなので、それを活かして生活費を稼いでいったら?」という話。通常は絶対に考えられない内容で、マッサージに関連して逮捕した人間に対し、その現場となった場所で、今後もマッサージを続けるように勧めている形です。なぜこんな話をされたかを考えると、この女性が嘘の被害届を提出・無罪はほぼ 100%に近いと表現した女性検事さんと同意見・その他の動画も確認して性欲にまかせて行っていた行為ではないと把握できたといった状況からだと思います。実際、取り調べでは「お前またやるやろ。こういうやつは繰り返すんや。」とおっしゃっていましたので、このように理解したからとしか考えられません。なお、昨年10月、虚偽告訴罪の告発含めこの女性刑事さんが語る重要証拠ですので、京都地検からこの女性刑事さんに確認をお願いします。そして、検事・刑事という立場にある女性が女性の目で見てもこのように発言している意味は非常に重いはずですので、この女性検事さん・女性刑事さんが間違っていると京都地検が判断する理由・根拠を誰もが納得する形で明確に説明していただきたいと思います。

9. すべての動画の分析結果について

右京警察の女性刑事さんは「すべての動画を詳細に調べている」とおっしゃっていました。京都地検はその動画分析結果を確認していないのでしょうか?逮捕した現場で今後もマッサージを続けるように勧めているという話にも間違いなく関係するはずですが、有罪に不利になる証拠として隠したりしていないでしょうか?胸周辺までの施術を前戯の愛撫のように感じている様子のほか、若くてかわいいモデル体型の 20 代女性に感じている様子がなければ性的なマッサージは行っておらず、おなか周りが大きいかなり体重がありそうな中年のおばさんに性的に求めている様子があれば行っている状況に加え、無理矢理引っ張るようにパンツを脱がせる行為など1度もないこと

や、施術前の声掛けで「そこは結構ですなど何かあれば遠慮なく声をかけてください」とすべてのお客さんに伝えていることも右京警察は把握しているはずです。

10. 男性セラピストのアロママッサージサロンを訪れる女性について

京都地検は、通常と性的なマッサージが半々くらいに分かれている理由をちゃんと検討したのでしょうか?また、性的なマッサージを期待して訪れる女性なんていないといった前提で考えているのではないでしょうか?それは大きな間違いで、性的なマッサージを期待して訪れている女性が大半と考えるのが妥当です。なぜなら、性的なマッサージをリピートしている女性が数多くいたことは京都地検も把握しているはずですし、上司が女子社員の肩に触れるだけでセクハラと言われることからも、「太ももや鼠径部含め肌に直接触れるアロママッサージを男性の手でやってもらうなんて」と抵抗を感じる女性が、どう少なく見積もっても過半数を占めると容易に想像できるはずです。また、「男性という点を全く意識しないで男性セラピストのアロマサロンを訪れる女性なんていない」という話を複数の女性から聞きましたが、性的なマッサージを期待していない女性は、「全く知らない男性だし、変に興奮して触ってほしくないところまで触られたら困る」といった女心が働き、男性セラピストのアロマサロンの利用を避けるということ。セラピストは男性でも女性でも気にしないという女性もわずかにいたかもしれませんが、それらの女性には通常マッサージで終え、性的なマッサージもしてほしいけど、感じている姿を見られるのはやっぱり恥ずかしいという女性も数多くいたと私は感じていますが、そういった女性も通常マッサージで終えていました。このように通常・性的を問わずお客さんの要望に沿って施術しており、こういった状況から通常・性的が半々くらいに分かれている形ですが、京都地検は、変な思い込みや偏見を持たず、ちゃんと理解できているのでしょうか?

11. 証人尋問での「トイレで自慰行為をしていた」という証言に関して

冒頭陳述での説明のように、部屋を出てから戻ってくるまでは1分39秒です。目的は、体に残っているオイルを拭くための濡れたタオル・乾いたタオルと施術後のドリンクを用意するためです。移動だけで30秒以上は消費するでしょうし、タオルに20秒・ドリンクに20秒として残りは30秒足らずです。この間に自慰行為を完了し、綺麗にふき取り、身なりを整えて戻ってきたと本当にお考えなのでしょうか?実質不可能な状況にもかかわらず、性欲にまかせた行為という話を作るため、悪意の印象操作に京都地検が協力していると言わざるを得ないと思います。

12. 産婦人科の先生の証人尋問に関して

京都地検は、この女性と話したこともない人をなぜ連れてきたのでしょうか?「何が起こっているのか理解できずにとまどっていた」といった説明がありましたが、この女性は「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもと怖くて抵抗できなかった」と証言しており、何が起こっているかを理解しています。京都地検はこの女性の証言を無視

し、全く別の話を作って印象操作しているわけで、有罪ありきの姿勢で取り組んでいるとしか思えません。

13. この女性も触れていた好意的な口コミに関して

これは、有名人気サイトのアットコスメが運営するアイスポットに130件あまり投稿されていた口コミの内、手書き 投稿された46件を私のホームページにも掲載していたものです。無理矢理わいせつ行為をされた女性があのような好意的口コミを書いてくれるはずはなく、これだけ多くの女性が同意もなくブラに手を入れられたことなどないという証人と言えるはずです。私は絶対に偽造などしていませんので、もし偽造と主張されるのであれば、まずはしっかりと立証責任を果たしてください。また、私は相手によって施術姿勢を変えたことがなく、好意的口コミを投稿してくれた女性とこの女性への施術姿勢は全く同じだったと断言できますので、京都地検は、なぜこの女性に対してのみ異なる姿勢で施術したと考えているのか、その理由・根拠を明確に説明していただきたいと思います。

14. 余罪捜査に関係する供述調書に関して

直接の関連性がないなどと主張して、京都地検はなぜ提出を拒否するのでしょうか?「嫌な思いをしている女性がかなりの人数いることは確か」と何十人もの女性が泣き寝入りしているように検察審査会が断言していますが、余罪捜査の結果、それは何の根拠もない間違いだったと証明されたのではないですか?好意的な口コミが正しいことも証明されたのではないですか?これと逆の形で証明されたのなら、有罪の関連証拠として必ず提出するはずですので、提出を拒否するということは、有罪に不利な証拠だから隠蔽しているとしか考えられないと思います。

15. この裁判と状況が酷似している大阪地方裁判所で発生した強姦冤罪事件について

法社会学者の先生が Business Journal というサイトに執筆されており、その内容を抜粋すると、

「証言を鵜呑みにしていたからだと考えるほかなく、証言を疑おうとすらしなかった時点で、残念ながらこの検察官はプロ失格であるといわざるを得ない。」「裁判官は、検察と同様、少女の虚偽の証言に基づく検察の描いた事件のストーリーをまったく疑うことなく有罪判決を下してしまった。」「検察が起訴したら、裁判所はそれに対してほとんど異を唱えず、99.9%以上の率で有罪判決を下してしまうのです。極論すれば、日本の刑事裁判で人間を裁いているのは、事実上、裁判所ではなく検察であるといういい方もできてしまうわけです。」

また、元特捜部主任検事の方が Yahoo ニュースに執筆されており、その内容を抜粋すると、

「警察や検察は、性被害を訴え出た被害者が全くの作り話をし、被疑者を陥れることなどまずあり得ないといった スタンスに基づき性犯罪の捜査に当たっている。腫れ物にさわるような気遣いをし、その供述を鵜呑みにしてしまいがちになる。裁判所も同様だ。」「大阪高裁の控訴審では、弁護側が検察側に対して診療記録の公判提出を求め たものの、検察側は手もとにないと言って提出しなかった。」「警察や検察が捜査段階で診療記録を入手していたに

もかかわらず、不利な証拠だからそのまま隠していたのではないか。あるいは、結果が不利なものだったら困るので、あえて病院に問い合わせをしなかったのではないか。」「大阪高裁の裁判長に至っては、弁護側が求めた診療記録の取調べやそれに関連する女性らの再尋問を一切認めず、審理を尽くさないまま、男性側の控訴を棄却した。最高裁も男性側の上告をあっさりと棄却した。」「無罪に傾く証拠収集や吟味を怠り、女性らの嘘の証言を鵜呑みにした。」「警察や検察、裁判所がやるべきことをせず、目の前の証拠だけで誤判に及んだ。」「男性を「シロ」にする方向の捜査や審理がどの程度行われたのか、徹底した検証を行う必要がある。」

そして、最後の締めの言葉として、「メディアはこのニュースをこそ、わが国の司法の問題点を浮き彫りにしたものとして大きく取り上げるべきだと思う。おそらく司法に携わる者の多くが私と同様に感じているはずです。冤罪事件を生み出した裁判の杜撰さと、このケースで国家賠償が認められなかったことの不当性は、専門家から見れば、それぐらいあり得ないレベルだからです。」

専門家の方々がこのように述べ、私からは既に京都地検の不自然な対応について具体的に数多く指摘しましたが、 この裁判も極めて状況が酷似していると多くの人達が感じると思います。

16. この裁判の本当の本質部分について

全体のストーリーを振り返っていくと、施術前の声掛けで、私はすべてのお客さんに「そこは結構ですなど何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」と伝えていましたが、この女性はその事実を隠し、「そこは結構です」と言われても私が怒らないと理解していたにもかかわらず、「変に抵抗したら包丁で刺されるかもと怖くて声を出せなかった」と証言しています。また、胸周辺までの施術で、体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらすなど前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。私は、このような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべてのお客さんに対する施術姿勢だったと断言できます。そして、「鼠径部以外の時でも声が出たりということはなかったですか?」との質問に「覚えてないです」とごまかしていることからも、胸周辺までの施術を前戯の愛撫のように感じていて、同意、少なくとも同意の誤診が発生していたと合理的推論が成り立つはずです。さらには、「変に抵抗したら包丁で刺されるかもと怖くて抵抗できなかった」と言いながら、なぜか口へのキスは顔を背けて抵抗しており、口へのキスに抵抗できるのであれば、ブラに手が入ってくる時にも抵抗できるはずです。すなわち、抵抗できるはずなのに抵抗していないということは、ブラに手が入ってくるらとを望んでいたという明らかな証拠です。そして、足を閉じるだけで陰部へのキスはできなくなるわけで、口へのキスを避けるのと同様にごく簡単な行動にもかかわらず、抵抗しないばかりか自分からおしりを上げてパンツを脱がせることに協力までしています。これは、愛のない口へのキスは絶対に嫌という一夜限りの恋を楽しむ際の一般的にも知られる女性の典型的な

割り切り方で、一夜限りの恋を楽しんでいたと考える以外にこのような変則的行動は説明が付きません。また、「早く終わらせるために感じているフリ・イッタフリをしていた」と証言していますが、「そういう態度をとって、もっとエスカレートしないかとか、最後までされてしまうんじゃないかとか、そういう不安はなかったのですか?」との質問に「わからないです」とここでもごまかす回答を行い、「どうして感じている態度をとれば、早く終わってもらえることになるんですか?」に対しては、男性が射精する・しないにかかわらず「今まで私が経験した男性はそうでした」と答えています。これは、強姦されそうな場面に遭遇した際、イッタフリをすれば男は挿入することなく行為をやめて立ち去ると説明しているのと同じで、そんな男はいないと京都地検含め誰もが理解でき、この女性はここでも明らかに嘘を付いています。そもそも、性的行為を望んでいないのに、挿入される前に感じているフリ・イッタフリをして、男をさらに興奮させて自分から挿入を導こうとする女性など当然存在しません。ですので、胸周辺までの施術を前戯の愛撫のように感じて体は既に興奮状態で、ブラに手が入ってくることを待ち望み、一夜限りの恋を6回もイクほど満喫した形で、施術後はショックを受けているはずもなく、ごく普通に着替えを行い、ネックレスなどを身に付けることに長い時間をかけ、気分良くおしゃれを楽しんでいる様子さえ伺えます。

このように、支払を拒否する理由など何もなく、それでも支払を拒否したとなると、施術料金を踏み倒すため、胸な どを触られたことを理由として悪意で支払拒否したとしか考えられません。そもそも、怒りから勇気を出して命を懸 けて支払拒否し、問い詰めることまでできるのであれば、ブラに手が入ってくる時に「どこ触ってんのよ」と怒りから 命を懸けて体を守るはずですが、体は触られてもいいけどお金は命を懸けて守るというのがこの女性の思考回路 ということ。ほぼ全裸に近い状態と言い訳していましたが、コンビニ強盗にあてはめればわかるように、刺されず に逃げ切れるかどうかは服の着用は関係なく、「なんであんたにお金を渡さないといけないのよ」と問い詰めるよ うに拒否する店員などいません。なお、入浴中に火災が発生して裸だからといって逃げない人も当然いません。 話を進めると、私が無料にしたことを受けて「非を認めていると思った」と証言していますが、非を認めているから 慰謝料も取ってやろうと考え、6回もイクほど激しく感じていたことがバレるはずはない・こういった案件は女性より の立場で審議されることが多いとも考え、準強制わいせつ罪に該当しないと理解していながら、被害届を受理させ るため、イク・イッチャウと一夜限りの恋を楽しんでいた事実を隠し、嘘の被害届を提出したということ。すなわち、 先日、500万円もの大金を請求する申し立てが行われ、すべての証拠が揃いましたが、この裁判の本当の本質 部分は準強制わいせつ罪ではなく、痴漢を装って慰謝料をだまし取ろうとした男女が逮捕された事件と同類の犯 罪で、このように考えると、矛盾だらけだった点がすべて矛盾なくつながる形です。なお、京都地検の不自然な対 応姿勢に沿って率直に表現すれば、嘘を付いて被害届を提出し、「もっとしてとか言っていない」とだけ主張し、ポ

イントとなる部分では「覚えていません」「わかりません」とだけ嘘の証言でごまかせば、500万円もの大金を得られると京都地検が一般社会に法的なお墨付きを与えているということで、残念ながら、共犯・犯罪幇助と非難されても仕方のない状況だと私は思います。

17. 最後のまとめとして

検事さんのこれまでの経験を振り返って、嘘の被害届を提出し、法廷でも重要部分で「覚えていません」「わかりません」とごまかす被害者がいたでしょうか?法廷で嘘を付くとすればそれは犯人で、嘘を付いてごまかしたりするような被害者はいなかったのではないでしょうか?証人尋問で「本当にあったことを全てこの裁判の上で全部述べたい」と証言した直後、さらにごまかす発言をするような人は全く信用できないのではないでしょうか?

私は、経験則からの合理的推論に基づき、この女性の実際の言動から「誰がどう考えてもおかしい」と言えることをこの最終陳述にまとめました。検事さんは、「10人の真犯人を逃すとも1人の無辜(むこ)を罰するなかれ」「疑わしきは罰せず」という大原則を当然理解し、準強制わいせつ罪の裁判で、被害者の供述に信用性がないとして無罪判決が下されている判例が多数あることも把握されているはずです。京都地検はどういった理由・根拠から、それらの無罪判例とこの裁判は異なり、疑わしきは罰せずにも該当せず、間違いなく有罪と判断しているのか、人生に大きな影響を与える起訴を決定したのですから、検事としてそれを明確に説明する責任があるはずです。

なお、被告人質問で無断動画撮影に関する質問が多数ありましたが、根本的部分から考えても明らかに異なる案件です。なぜなら、絶対にバレないと甘い考えで行ってしまった無断動画撮影に対し、ブラに手を入れれば目でも見えれば体でも感じることができ、すぐにバレる行為です。そんなすぐにバレる行為を、しかも身元がバレバレの自宅で当然行うはずはありません。痴漢に当てはめると、会社の社員証を首から吊るしていたり、検事バッジを付けている状態で痴漢をする人がいるでしょうか?また、この女性が被害届で嘘を付いたのも、イク・イッチャウと楽しんでいた事実は絶対にバレないと考えたからで、すぐにバレると考えていたら、虚偽告訴罪に該当する嘘など絶対に付かなかったはずです。

最後に、私はこの女性の人間性にすごく怖さを感じますので、この女性の周辺の人およびインターネット経由の接触なども含め、私に対する接近禁止命令を出していただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。 以上、